

日医発第 1508 号（健 I）

令和 4 年 10 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会長 松本吉郎

(公印省略)

医療機関勤務環境評価センターの評価受審申込の受付開始について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素、本会産業保健分野並びに医師の働き方改革に関し種々ご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、医療機関勤務環境評価センター（以下、評価センターという）については、本会が令和 4 年度（2022 年 4 月 1 日）に厚生労働省から指定を受け、医療機関の評価実施に向けて準備を進めてまいりました（別添資料参照）。

今般、最終的な確認作業を経て、10 月 31 日（月）から評価センターのホームページ上で評価受審申請の受付を開始いたしますので、お知らせいたします。

また、評価基準・評価項目に関する評価のポイントや確認資料例などを解説した『解説集』を 10 月 28 日（金）までに評価センターのホームページ（[評価受審手続きについて] 及び [資料集] 欄）に掲載いたしますので併せてお知らせいたします。

なお、医療機関から評価に必要な書類をご提出いただいてから評価結果を通知するまでの期間は、評価が順調に進んだ場合で 4 か月程度を見込んでおりますが、評価の過程で確認事項等が生じた場合は、評価期間が延びる可能性がございます。

B・C 水準の指定を検討されている医療機関におかれましては、事前に都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談するなど、必要な準備をしたうえで、遅くとも来年の夏前までには受審の申し込みを行っていただくよう会員への周知方、よろしく願いいたします。

ご不明な点等ございましたら医師の働き方改革推進室（健康医療第一課内）までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【連絡先】医師の働き方改革推進室（健康医療第一課内）

TEL：03-3942-6150

E-mail：isi-hata@po.med.or.jp

【医療機関勤務環境評価センター ホームページ】

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/>

※ 医療機関から評価センターへの直接のご質問につきましては、ホームページの「お問い合わせ」フォームからご連絡いただいております。

参考資料

医療機関勤務環境評価センターの指定について

資料1

日本医師会は、医療法第107条第1項の規定に基づく「医療機関勤務環境評価センター」に指定されました（令和4年4月1日付け）

1. 医療機関勤務環境評価センターの目的

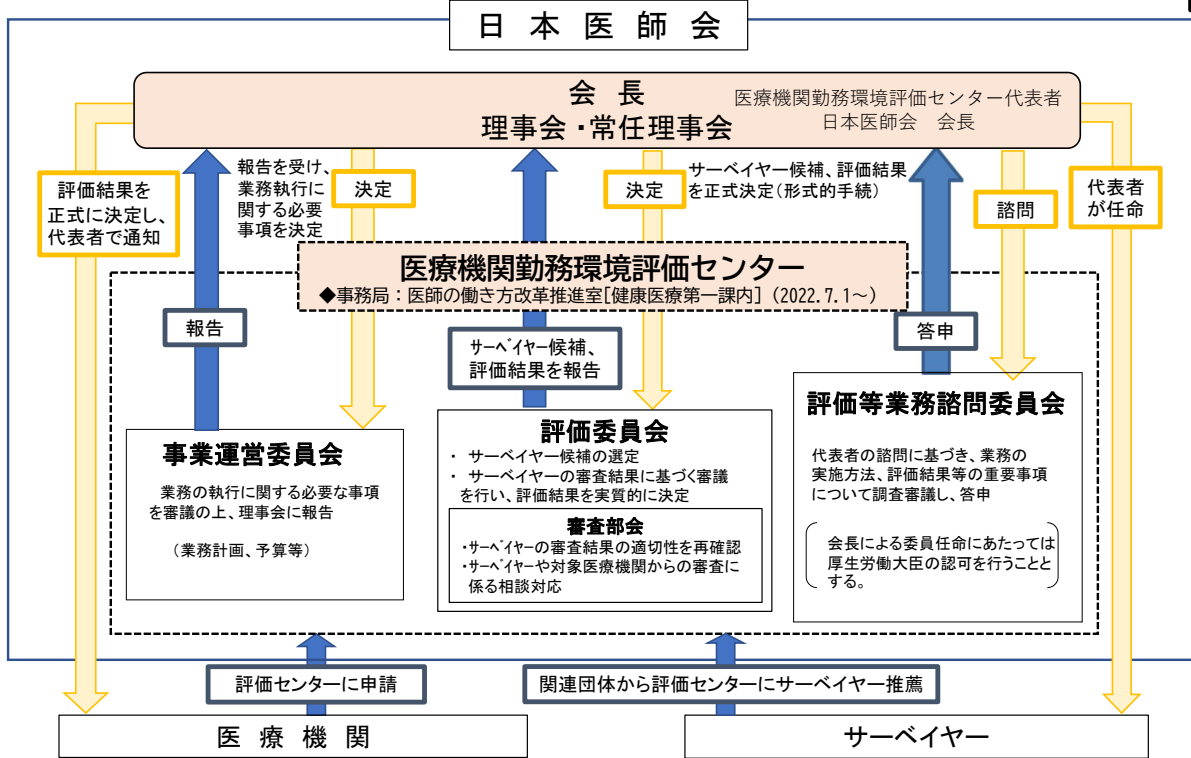
医療機関に勤務する医師の労働時間短縮の取組の状況について評価を行うことや、その取組について必要な助言・指導を行うことによって、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資すること

2. 事業内容

- ① 医療機関勤務環境評価制度の周知・広報
- ② 医療機関における医師の労務管理の体制・運用状況や労働時間短縮のための取組及び成果の評価
- ③ 医療機関の評価を実施する者、いわゆるサーベイヤーの研修
- ④ 医療機関の勤務環境評価の実施に関する相談、情報提供及び支援 等

医療機関勤務環境評価センターの組織

資料2



3

評価センター内の委員会・部会の所掌等

資料3

	事業運営委員会	評価委員会	審査部会	評価等業務諮問委員会
所掌業務等	(1)運営の企画・立案に関する事項 (2)外部関係機関との折衝及び連携・協力に関する事項 (3)財務に関する事項 (4)広報に関する事項 (5)その他評価センターの運営に関する事項のうち委員会において必要と認めるもの	(1)評価基準に関する事項 (2)医療機関の評価に関する事項 (3)評価の決定及び評価報告書の作成に関する事項 (4)評価結果の理事会への報告に関する事項 (5)審査部会委員の選任に関する事項 (6)サーベイヤーの研修に関する事項 (7)その他評価等業務に関する事項のうち委員会において必要と認めるもの	評価委員会の下に審査部会を置く サーベイヤーの評価結果が適切であるかの確認を行い、評価委員会に報告するものとする。また、審査部会委員は、医療機関やサーベイヤーからの相談にも対応するものとする。	(1)評価センターの代表者の諮問に応じ、評価等業務の実施方法、評価の結果その他評価等業務の実施に関する重要事項を調査審議し、必要と認める意見を評価センターの代表者に述べる。 (2)その他評価等業務に関する事項のうち委員会において調査審議することが必要と認めるもの
任命	(1)評価センター理事 若干名 評価センターの理事のうちから理事会において選任し、評価センターの代表者が任命 (2)外部有識者 10名以内 医療に関して高い識見を有する者、学識経験(労働、医療、経営)を有する者のうちから、それぞれ1名以上を理事会において選任し、評価センターの代表者が任命	(1)外部有識者 15名以内 サーベイヤー、学識経験(労働、医療、経営)を有する者のうちから、それぞれ1名以上を理事会において選任し、評価センターの代表者が任命	評価等業務に精通し評価結果の確認に関して公正中立である者を評価センターの代表者が任命	(1)外部有識者 10名以内 医療に関して高い識見を有する者、労働に関して高い識見を有する者、学識経験(労働、医療、経営)を有する者のうちから、それぞれ1名以上を理事会において選任し、厚生労働大臣の認可を受けて、評価センターの代表者が任命
開催頻度	1年に3回程度 臨時開催あり	毎月開催 臨時開催あり	随時	1年に2回程度 臨時開催あり
任期	2年	2年	2年	2年

4

医療機関勤務
環境評価セン
ター

ホーム

医療機関勤務環境評価セン
ターについて医療機関及び関係機関の皆
様へ

評価受審手続きについて

サーベイヤーの皆様へ

よくある質問

資料集

関連リンク

お問い合わせ

プライバシーポリシー

医療機関勤務環境
評価センターについて医療機関及び
関係機関の皆様へ評価受審
手続きについてサーベイヤーの皆様へ
(サーベイヤー専用サイト)

よくある質問



資料集



関連リンク



お問い合わせ

2022年9月16日から公開

URL : <https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center/>

お知らせ:

2022.09.16 **New** 本サイトを公開しました。2022.09.16 **New** お問い合わせにつきましては、「お問い合わせ」フォームよりお願いいたします。

5

評価者の養成に関する事項

評価対象医療機関数(想定数)

1,200 ~1,500 施設

医療サーベイヤー(医師)及び
労務管理サーベイヤー(社労士)の養成数医療サーベイヤー 202人
労務管理サーベイヤー 171人

[令和4年10月現在の登録者数]

- 医療サーベイヤーと労務管理サーベイヤーが2人一組で評価を行う
- 評価は、評価対象医療機関が所在するブロックのサーベイヤーが行う
- 推薦を受けた全国373名に対してサーベイヤー養成研修 (令和4年3月~10月)
 - ・ 研修Ⅰ(基礎知識編)
 - ・ 研修Ⅱ(評価編:知識部分)
 - ・ 研修Ⅲ(評価編:実地部分)

6

書面評価から都道府県での承認までのおおよそのスケジュール(案)

資料6

(受付からの月数)

評価センターの業務

- | | |
|-------------------------------|----------|
| • 医療機関に対する書面評価の案内 | — |
| • 医療機関から書面書類受領→サービヤー割振・書面評価依頼 | 受付 |
| • 書面評価実施→審査部会の部会員と協議→報告書提出 | 1~2カ月 |
| • 評価委員会審議 | 2~3カ月 |
| • 評価委員会審議結果を都道府県に報告 | 3~4カ月 |
| • 都道府県(医療審議会相談含む)で審議承認 | 都道府県にて対応 |
| • 各医療機関に結果報告、評価センター本部にも報告 | |

**必要書類提出から評価結果が出るまでに4か月近く要する
→ 2024年4月の施行に向けて、早めの対応が求められる。**